



金沢市公報

第 2 5 9 9 号

平成20年(2008年)9月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について (")	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 所在地の変更について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 廃止について (")	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のた めの居宅介護を担当させる機関の指定につ いて (")	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のた めの介護予防を担当させる機関の指定につ いて (")	4
生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の 廃止について (")	4
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	4
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課)	4
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申 請に係る当該変更事業計画の縦覧について (")	5

土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (")	5
金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業 (第3工区・第4工区)の事業計画の変更に ついて (")	5
金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業 (第3工区・第4工区)の事業計画の変更に 係る施行地区及び設計の概要を表示する図書 の写しの縦覧について (")	6
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、 選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場 合における署名者の最低数について (")	6
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	6
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6

告 示

●金沢市告示第201号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場

金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 137台
 原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成20年8月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成20年9月11日から同年12月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第202号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	35台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	原 動 機 付 自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	10台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	9台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
横川3丁目地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	6台
片町1丁目地内	自 転 車	6台
香林坊2丁目地内	自 転 車	1台
新竪町3丁目地内	自 転 車	1台
小將町地内	自 転 車	3台
菊川1丁目地内	自 転 車	2台
金石本町地内	自 転 車	1台

入江1丁目地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	3台
安江町地内	自 転 車	2台
高柳町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
柳橋町地内	自 転 車	1台
観法寺町地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	4台
御所町地内	自 転 車	1台
南森本町地内	自 転 車	2台

2 自転車等を撤去した日

平成20年8月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成20年9月11日から平成21年3月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

変 更 前		変 更 後		変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
リハビリ訪問看護ステーション	金沢市泉野出町2丁目6番8号	リハビリ訪問看護ステーション	金沢市窪7丁目267番地	平成20年8月5日

●金沢市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
鈴見台歯科	金沢市もりの里3丁目103番地	平成20年5月1日
定梶歯科医院	金沢市芳齊2丁目15番15号	平成20年7月13日

●金沢市告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ジャパンケアサー ビス 代表取締役社長 徳山 幸善	東京都豊島区北大 塚1丁目13番15号	ジャパンケアサー ビス ハッピー金沢	金沢市もりの里2 丁目25番地 ショッ プババ・2号	平成20年8月1日

●金沢市告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 北伸福祉会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ5 番地	金沢朱鷺の苑 介護予防 訪問介護事業所	金沢市岸川町ほ5 番地	平成20年8月1日

●金沢市告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から介護機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ジャパンケアサー ビス 代表取締役社長 徳山 幸善	東京都豊島区北大 塚1丁目13番15号	ジャパンケアサー ビス ハッピー金沢	金沢市もりの里2 丁目25番地 ショッ プババ・2号	平成20年7月31日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成20年9月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市大桑第三土地区画整理組合	平成10年10月23日から 平成22年3月31日まで	金沢市大桑町二、ホ及びへの全部並びにイ、八、ト、チ、リ、西ノ山及び平の各一部	金沢市大桑町リ79番地1	平成10年10月19日	平成20年9月1日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成20年9月12日から同年10月9日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市安原中央土地区画整理組合	平成20年9月12日から 同月25日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後6時まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
金沢市大桑第三土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後6時まで

金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業（第3工区・第4工区）の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年9月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 市街地再開発事業の種類及び名称
種類 第1種市街地再開発事業
名称 金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業（第3工区・第4工区）
- 2 事業施行期間
平成16年9月29日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区及び工区
施行地区 金沢市本町1丁目の一部
工区 第3工区・第4工区
- 4 施行者の名称
金沢市

- 5 事務所の所在地
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内
- 6 事業計画の決定の年月日
平成16年9月29日
- 7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日
平成20年9月8日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第55条第1項の規定に基づき、石川県知事から金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業（第3工区・第4工区）事業計画の変更に係る施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成20年9月11日

金 沢 市 長 山 出 保

- 1 縦覧場所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市都市整備局市街地再生課
- 2 縦覧時間 午前9時から午後6時まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,184人です。

平成20年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、119,725人です。

平成20年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第61号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、119,725人です。

平成20年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第62号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,184人です。

平成20年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第63号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、

59,863人です。

平成20年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

平成20年(2008年)9月11日 印刷
平成20年(2008年)9月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄